

## 電気最終保障供給約款および離島等供給約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第20条第1項<sup>※1</sup>に基づき「電気最終保障供給約款」の変更届出を、同法第21条第1項<sup>※2</sup>に基づき「離島等供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

「電気最終保障供給約款」とは、高圧または特別高圧で供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が供給する際の料金その他供給条件を定めたものです。最終保障供給は、お客さまを保護する観点から、次の小売電気事業者との契約が開始されるまでの間、臨時的に電気を供給する契約であるため、当社供給区域のみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）の「臨時電力」相当の料金単価を設定しております。

また、「離島等供給約款」とは、当社供給エリアにおける離島（山形県飛島、新潟県佐渡島および粟島）のお客さまを対象に、当社が電気を供給する際の料金やその他供給条件を定めたものです。離島等供給は、電気事業法第21条第3項<sup>※3</sup>に基づき、当社供給区域のみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）の標準的な小売電気料金相当の料金単価を設定しております。

今回の変更は、当社供給区域のみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）が2022年11月から高圧以上の小売電気料金単価を見直すことに伴い、当社の最終保障供給料金単価および離島等供給料金単価を変更するものです。

本日変更届出を行った電気最終保障供給約款および離島等供給約款については、2022年11月1日より実施します。

以上

### ※1 電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2 電気事業法第21条第1項（離島等供給約款）

一般送配電事業者は、離島等供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※3 電気事業法第21条第3項（離島等供給約款）

料金の水準がその供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

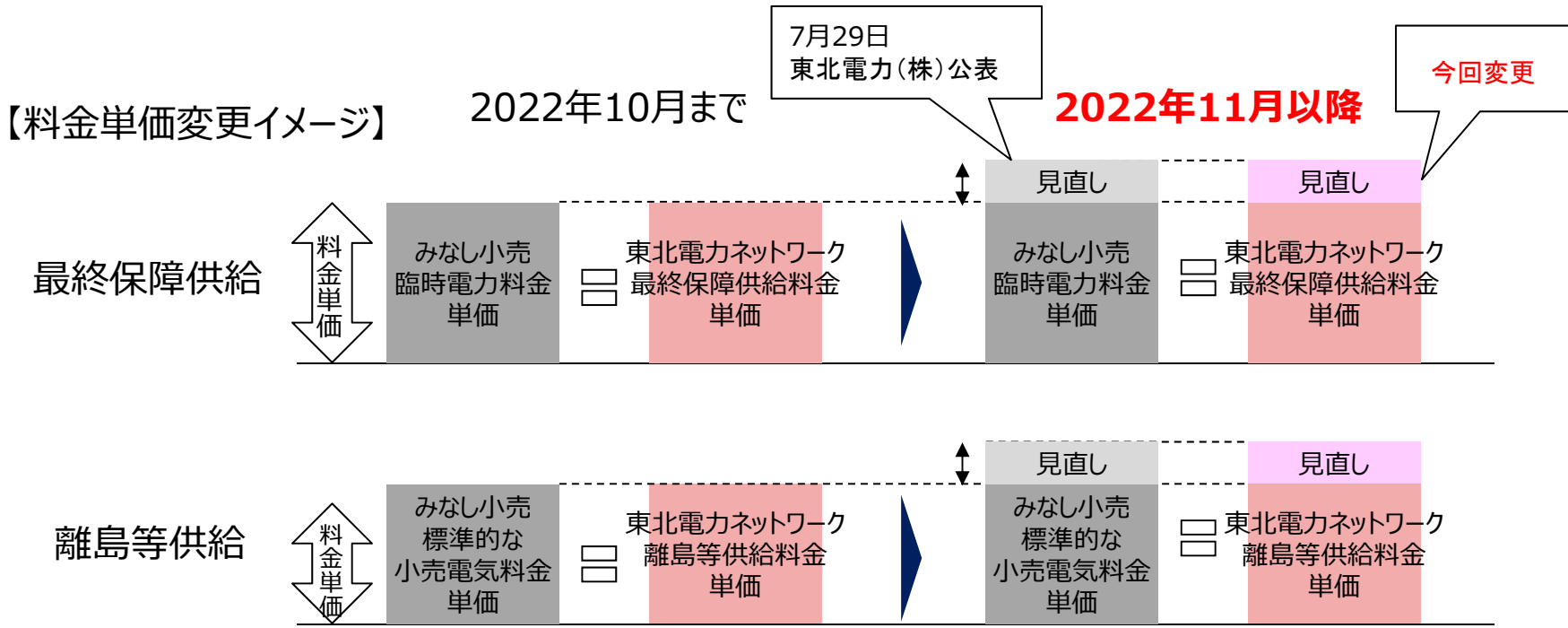
（別紙）最終保障供給料金および離島等供給料金の変更概要

# 最終保障供給料金および離島等供給料金の変更概要

## 1. 変更概要

- 最終保障供給は、お客さまを保護する観点から、次の小売電気事業者との契約が開始されるまでの間、**臨時的に電気を供給する契約であるため、当社供給区域のみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）の「臨時電力」相当の料金単価を設定しております。**
- 離島等供給は、電気事業法第21条第3項※に基づき、**当社供給区域のみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）の標準的な小売電気料金相当の料金単価を設定しております。**
- 今回の変更は、当社供給区域のみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）が**2022年11月から高圧以上の小売電気料金単価を見直すことに伴い、当社の最終保障供給料金単価および離島等供給料金単価を変更するものです。**

※電気事業法第21条第3項（離島等供給約款）：料金水準がその供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金水準と同程度のものであること。



## 2. 見直し後の最終保障供給料金および離島等供給料金（高圧以上）

- 契約種別にかかわらず、現行の基本料金単価および電力量料金（従量料金）単価へ一律に以下の金額を上乗せし、最終保障供給料金および離島等供給料金（高圧以上）の単価を見直しさせていただきます。

（税込）

	基本料金単価	電力量料金単価
最終保障供給料金単価（高圧）の上乗せ額	+ 422円40銭/kW	+ 3円97銭/kWh
最終保障供給料金単価（特別高圧）の上乗せ額	+ 422円40銭/kW	+ 3円85銭/kWh
離島等供給料金単価（高圧）の上乗せ額	+ 352円00銭/kW	+ 3円97銭/kWh
離島等供給料金単価（特別高圧）の上乗せ額	+ 352円00銭/kW	+ 3円85銭/kWh

## 3. 適用開始日

- **2022年11月1日以降の電気料金より**、見直し後の最終保障供給料金単価および離島等供給料金単価を適用いたします。

### <電気料金単価の適用イメージ>

- 基本料金・電力量料金ともに、10月31日までのご使用分には現行料金単価、11月1日以降のご使用分には新料金単価を適用いたします。
- 料金算定期間（前月の計量日から当月の計量日の前日まで）が11月1日をまたぐ場合は、日割計算等を行います。

